

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	明治記念大磯邸園東地区２期（２２）工事監理業務
業務概要	明治記念大磯邸園東地区２期（２２）建築改修その他工事（陸奥邸跡・旧古河邸）の工事監理業務として、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認・報告する業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜営繕事務所長 谿花 範泰 神奈川県 横浜市 中区 山下町３７－９
契約年月日	令和 ４年 ７月２２日
契約業者名	明治記念大磯邸園邸宅（２０）設計業務 隈研吾建築都市設計事務所・建文設計共同体
契約業者の住所	東京都 港区 南青山２－２４－８
契約金額	１１，１６３，１００円（税込み）
予定価格	１１，１７３，０００円（税込み）
随意契約による こととした理由	本業務は、明治記念大磯邸園東地区２期（２２）建築改修その他工事（陸奥邸跡・旧古河邸）の工事監理業務として、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認・報告する業務である。 業務の対象となる工事は、大磯町指定有形文化財に指定された「陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸」について「明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会」により定められ、また大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく「大磯町文化財専門委員会議」及び「大磯町まちづくり審議会」での審議を経て了承された、文化財としての価値を残すという方針のもと、必要最小限の修理・修復を行う事を目的とし、設計段階での詳細調査にて既存建物の劣化状況・腐朽状況を部材毎に確認したうえで、残存部材等の木材強度の検証結果を踏まえて、「あげや・さげや工法（あげや工事）」を採用した特殊な工事である。 本業務の対象となる工事の設計は強度の異なる部材が複雑に組み合わされた設計であり、入り組んだ平面形状の上屋をあげや・さげや時に損傷させずに工事を進めるためには、施工段階の各架構部材や継手・仕口等の状況に対して建物のゆがみ等の状況に合わせた詳細な確認を行うなどの厳密な工事

	監理を、設計図書に基づき適切に実施する必要がある。このような工事管理業務は、実際に設計を行った設計者でなければ遂行することが出来ない。 よって、本業務は、設計業務の受注者である明治記念大磯邸園邸宅（２０）設計業務 隈研吾建築都市設計事務所・建文設計共同体と随意契約するものである。
業務場所	神奈川県 中郡 大磯町 東小磯２９５
業務区分	建築関係建設コンサルタント業務
履行期限（自）	令和 ４年 ７月２３日
履行期限（至）	令和 ５年 １月１６日
備考	適用法令 会計法 第２９条の３第４項 予算決済及び会計令 第１０２条の４第１項第３号 入札情報サービス（PPI） (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約課程に関する情報を閲覧可能である。 。